

【審議会から要望のあった資料】

義務教育学校について

1 義務教育学校の主なメリット、デメリット


メリット	デメリット
<p>○指導の一貫性の確保 義務教育9年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することができる。</p> <p>○学年段階の区切りの柔軟な設定 指導の一貫性の強化の一環として、子供たちの発達の早期化への対応や中学校段階への移行に際して子供が体験する段差の緩和を図る観点から、4-3-2や5-4など、学年段階の区切りを柔軟に設定することができる。 また、小学校段階と中学校段階の間に、円滑な移行のための期間を意図的に設けることにより、学習指導面・生徒指導面でのいわゆる「中1ギャップ」又は「小中ギャップ」の緩和に資することができる。</p> <p>○多様な異学年交流の設定 様々な異学年交流の取組が比較的容易に実施でき、社会性（思いやりの心、コミュニケーション能力等）やリーダーシップを育成することができる。</p>	<p>○人間関係や相互の評価の固定化 小中一貫教育を行うことにより、子供たちの人間関係や相互の評価が固定化されるのではないかという懸念がしばしば指摘されるが、これは、施設分離型というよりは施設一体型に当てはまる課題である。</p> <p>○小学校高学年におけるリーダー性の育成の阻害 従来の6-3制では、小学校6年生が最高学年であり、何事にもリーダー的な役割を果たしていたのが、施設一体型になり、小学校1年生から中学校3年生（1～9年生）の中の6年生という位置付けになることによってリーダーシップを発揮できない可能性がある。</p> <p>○転出入する児童生徒への対応 小中一貫教育を実施する学校と通常の小・中学校が併存することにより、通常の小・中学校から小中一貫教育を実施している学校に転校する場合やその逆の場合に、学習内容の欠落が生じたり、新たな学校への適応に困難が生じたりする可能性がある。</p>

※参考：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（平成28年12月）/文部科学省

2 義務教育学校の施設形態


(1) 設置イメージ

【施設一体型】



〇〇市立〇〇義務教育学校

【施設分離型】



〇〇市立△△義務教育学校
□□校舎

〇〇市立△△義務教育学校
●●校舎

※〇〇学園など、義務教育学校以外の名称を用いることも可能

(2) 全国における公立の義務教育学校の施設形態（令和3年度）

施設形態	学校数
施設一体型	132
施設隣接型	3
施設分離型	8

※参考：令和3年度 学校基本調査/文部科学省

(3) 義務教育学校の施設形態における満足度

各学校設置者が小中一貫教育校の施設を計画・設計する際の具体的な検討に資することを目的とした、「義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究報告書（平成30年8月）/国立教育政策研究所」によると、調査の結果、全体を通して明らかとなったのは、施設一体型の有効性である。

<調査の分析結果（満足度から見る施設整備の効果）>

①施設面の総合的な満足度は、施設一体型が最も高く、施設隣接型、施設分離型の順に低くなる。

○各学校が、小中一貫教育を進める上で施設面について満足しているかどうか、教職員等の総合的な受け止めを4段階で評価した結果、施設一体型は肯定的な受け止めが77.2%となっているのに対し、施設隣接型では31.5%、施設分離型では25.9%となっている。

○施設一体型は、小中一貫教育を運営しやすく、施設的な効果も感じやすいという一般的な想定が裏付けられる形となった一方、施設分離型では、物理的な距離感による運営面のハードルに加えて、小中一貫教育のための施設整備を行わずに築30年を超える校舎を使用しているケースが多く、児童生徒数あたりの保有面積も比較的小さいという傾向があり、これらが総合的な満足度の低い要因となっていると考えられる。

②施設一体型であっても、準備段階で建築設計の専門家が関わっていない学校や施設的な工夫の少ない学校では、施設面の総合的な満足度は低く、施設分離型であっても、分離校舎間の交流や協働のための施設的な工夫が多く施されているなど、施設的な工夫をしている学校では、施設面の総合的な満足度は高い。

(4) 施設分離型に関わる課題

※参考：小中一貫教育に適した学校施設の在り方について（平成27年7月）/学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

①小・中学校間の連携を行う上で、児童生徒や教職員が学校間を移動する際に時間を要し、時間割編成が難しくなる。

②施設が分離していることを生かした学年段階の区切りの設定や教育内容・方法を検討することも必要である。

③小・中学校間の合同授業、合同行事等を行う際には、授業などの前後における児童生徒、教職員の待機場所をあらかじめ検討しておくことが必要である。

④小中一貫教育を円滑に実施していくためには、教職員が小・中学校合同で会議や研修等を行うことができるスペースが必要である。